随意契約結果及び契約の内容

業	務	の	名	, I	称	2019日本風景街道等の活動活性化策検討業務
業	務		概		要	本業務は、平成30年8月に「日本風景街道」有識者懇談会においてとりまとめられた「日本風景街道の発展に向けて 提言」の内容に基づき、関東の日本風景街道の活動支援策等を検討し、日本風景街道の各実施主体の活動の活性化及び交流連携が推進され活動環境の整備と併せて、地域活性化や観光振興に資する事を目的とする。
び	約担当 にその 名 称	所属	する	る部	局	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契	約	年	月		日	令和元年 5月16日
契	約	業	者	í	名	一般財団法人道路新産業開発機構
契	約 業	者	Ø	住	所	東京都文京区関口一丁目23番6号
契	約		金		額	¥12,344,400円(税込み)
予	定		価		格	¥12,366,000円(税込み)
随道理	意契約に	よる	こと	とし		本業務は、平成30年8月に「日本風景街道」有識者懇談会においてとりまとめられた「日本風景街道の発展に向けて 提言」の内容に基づき、関東の日本風景街道の活動支援策等を検討し、日本風景街道の各実施主体の活動の活性化及び交流連携が推進され活動環境の整備と併せて、地域活性化や観光振興に資する事を目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、知識、経験及び業務への取り組み姿勢に関する技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により選定を行った。 一般財団法人道路新産業開発機構は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。
業	務		場		所	関東地方整備局管内
業	種		区		分	土木関係建設コンサルタント業務
履	行 期	間	(自)	令和元年 5月17日
履	行 期	間	(至)	令和元年12月27日
備	Lu.				考	会計法29条の3第4項 予決令第102条の4第3号
124 -						

備者

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。